

# 災害発生時等における支援協力に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）とカクイチ建材工業株式会社（以下「乙」という。）は、東御市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害発生時等」という。）における休憩所および電源供給等の支援協力（以下「支援協力等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時等における支援協力等について必要な事項を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 甲が乙に要請を行うことのできる支援協力等の内容は、次のとおりとする。

- （1）一時休憩所の開設
- （2）太陽光発電設備による電源供給
- （3）その他必要と認める業務

## （休憩所等の利用）

第3条 市民等は、乙の保有する施設（本社敷地内にある研修棟1階部分）を一時休憩所として利用するとともに乙保有の太陽光発電設備による電源供給等により携帯電話の充電等を行うことができる。

2 休憩所等の利用等に関し、施設管理および運営等については、乙が行うものとする。

## （費用負担）

第4条 乙が実施した支援協力等に要した費用は、乙が負担するものとする。

## （支援協力等の提供等）

第5条 甲は、災害発生時等において、支援協力等を必要とするときは、乙に対し、支援協力要請書（様式第1号）により、乙による支援協力等を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等による要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、支援協力要請書を乙に提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、支援協力要請書の内容に基づき、支援協力等を行うものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合、その他の支援協力等が困難であると認められるときは、この限りではない。

## （支援協力等の終了）

第6条 前条の規定による支援協力等を終了とする場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて支援協力終了連絡書（様式第2号）にて通知するものとする。

## （連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、担当者の変更があった場合も同様とする。

## （協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

## （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了日までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年5月12日

長野県東御市県281-2

甲 東御市  
市長

利夫 栄岡 

長野県東御市加沢778

乙 カクイチ建材工業株式会社  
代表取締役

田中 龍彦 